

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 17 号

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） 第 11 条（略） （1）拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは<u>留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2）（略）	（休業補償を行わない場合） 第 11 条（略） （1）拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2）（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。